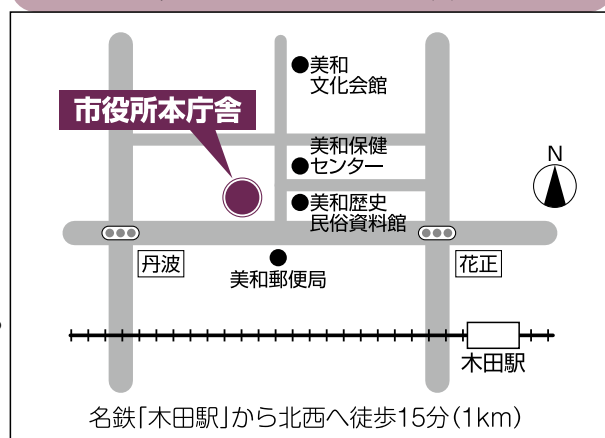


平成30年分の確定申告に関するお知らせ

申告相談の日程

- 期 間** 2月18日(月)～3月15日(金)
※土・日曜は除きます。
- 受付時間** 午前8時30分～午後4時
- 受付会場** 市役所本庁舎大ホール・
第3会議室・第4会議室
- その他** 庁舎間の臨時連絡車両の運行を
予定していますのでご利用ください。
運行日程については1月上旬に配布
するチラシをご確認ください。

本庁舎への交通のご案内



◎平成30年分の申告における主な改正点

●配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

・配偶者控除

平成30年分以後の控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額及び控除対象配偶者の年齢により次の表のとおりになります。

	本人の合計所得金額が900万円以下の場合	本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合	本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合
一般控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除配偶者	48万円	32万円	16万円

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用は受けられません。

・配偶者特別控除

平成30年分以後の控除額は、控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額及び配偶者の合計所得金額に応じて次の表のとおりになります。

	本人の合計所得金額が900万円以下の場合	本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合	本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合
配偶者の合計所得金額	控除額	控除額	控除額
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0	0	0

※本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用は受けられません。

●ふるさと納税の寄附をされた方へ

寄附先の自治体に対し当該特例の申請をすることで、確定申告を行なわなくても控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用される方でも、次の事由に当てはまる場合は、特例適用が無効となり、申告をしないと寄附金税額控除が受けられませんのでご注意ください。

- ①医療費控除を受けるなど確定申告、または住民税申告をした場合
- ②ふるさと納税の寄附先が5自治体を超えた場合
- ③特例申請後に住所が変更となったとき、『変更届』を提出していない場合
- ④ふるさと納税以外の寄附についても寄附金控除を受ける場合(ワンストップ特例対象外)

※確定申告で寄附金控除を受けられる方は、「住民税に関する事項」に記入忘れのないようお気を付けください。

事前相談会のお知らせ

高齢者等にとっては申告場所が遠くなるなどのご不便をおかけすることになりますので、これまでどおりお住まいに身近な場所で相談できるよう、七宝・甚目寺の両地区で確定申告相談期間前に、次の方を対象に事前相談会を開催します。

対象者 市内在住で、年金所得のみ、または年金所得と給与所得のみの方
お体の不自由な方で本庁舎へお越しいただくことが困難な方

相談内容 申告書類の書き方を教室形式で説明するとともに、完成した申告書はその場でご提出していただけます(教室形式は、個別面談方式(※)に変更となる場合があります)。
※個別面談方式・・・職員が個別に申告内容の確認を行い作成する方式。

その他 上記対象者のうち、申告書がすでに完成している方に関しては検算のみも行います。
事前相談会当日までに確定申告書がお手元に届かない場合でも、会場に用意してありますので、その場で作成し提出することができます。また、確定申告書(一部を除く)は、1月中旬以降、税務課(本庁舎)及び七宝・甚目寺の市民サービスセンターの各窓口でも配布します。

日程及び会場

七宝会場

日程

2月5日(火)・6日(水)

場所

七宝高齢者生きがい活動センター 集会室

時間

- 午前の部 午前9時30分～
(受付 午前9時～午前9時30分)
- 午後の部 午後2時～
(受付 午後1時30分～午後2時)

甚目寺会場

日程

2月8日(金)・12日(火)・13日(水)

場所

甚目寺庁舎大会議室

時間

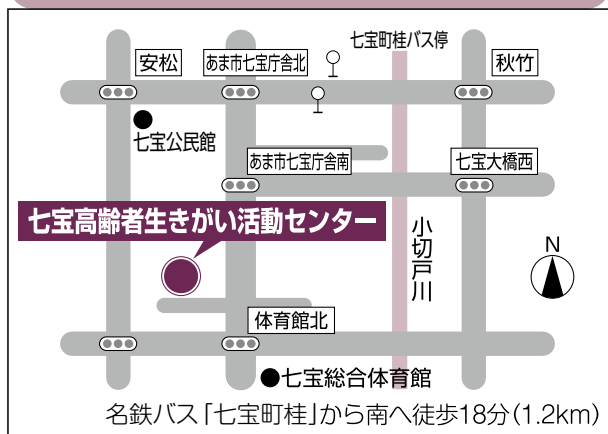
- 午前の部 午前9時30分～
(受付 午前9時～午前9時30分)
- 午後の部 午後2時～
(受付 午後1時30分～午後2時)

※受付時間が決まっています。時間内に受け付けを済ませていない方は入場をお断りする場合がありますので、必ず時間内に受け付けをお済ませください。なお、教室形式については、各回2時間程度を予定しています。

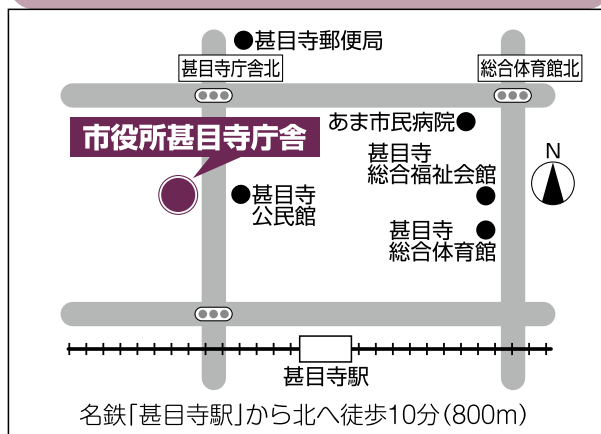
※七宝会場にお越しの方は、スリッパ等の上履きをお持ちください。

※例年、初日は大変混雑します。2日目以降であれば比較的スムーズにご案内できています。

七宝高齢者生きがい活動センターへの交通のご案内



甚目寺庁舎への交通のご案内



問合せ 税務課 ☎444・0509